

福井県経営安定資金要綱

1 目的 社会経済環境の変化等により、一時的な業況、資金繰りの悪化など経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。

2 融資対象者 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかに該当する中小企業者

(1) 最近3か月間の売上高等（売上高または販売数量、建設業にあつては完成工事高または受注残高）、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中小企業者

(2) 原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の売上高等が平成23年同期の売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者

(3) [為替変動対策分] 原材料価格の高騰など、急激な為替変動の影響を受けたことにより、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同月に比して10%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期より10%以上減少が見込まれる中小企業者

(4) [セーフティネット保証支援分] 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者

(5) [危機関連保証支援分] 中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者（以下、「特例中小企業者」という。）

3 融資限度額 8,000万円

4 用途および
融資期間 設備資金 または 運転資金
7年以内（据置1年以内を含む。）

* 中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

* P.47（別紙）を参照してください。

* (1) から (3) のいずれかに該当し、さらに中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第6号から第8号のいずれかの認定を受けた場合は、融資に際して認定書を付してください。

* 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者であっても、融資に際して認定書を付さない場合は、セーフティネット保証支援分の対象とはなりません。

* 特例中小企業者であっても、融資に際して認定書を付さない場合は、危機関連保証支援分の対象とはなりません。

* 融資限度額とは、すべての経営安定資金を合算した1年度あたりの限度額です。

P.3「共通5(2)」参照

5 融 資 利 率	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。	<p>*2019年4月1日現在</p> <p>1.30%以下(保証なし)</p> <p>1.00%以下(保証付き・責任共有制度対象)</p> <p>0.90%以下(保証付き・責任共有制度対象外)</p>
6 信 用 保 証	<p>取扱金融機関の判断による。(ただし、[セーフティネット保証支援分]、[危機関連保証支援分]については、保証協会の保証を必ず付けること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第5項第3号から第8号までのいずれか、または特例中小企業者に該当する場合は保証協会の特別保証の対象となる。 ・[危機関連保証支援分]については、国の定める危機関連保証に対応したものである。 	
7 保 証 料 補 給	[為替変動対策分]、[セーフティネット保証支援分]、[危機関連保証支援分]の融資金に係る保証については、県が保証料相当額の3分の1を負担する。	<p>*中小企業信用保険法第2条第5項第3号から第4号または第6号のいずれかに該当する場合、または特例中小企業者に該当する場合は責任共有制度の対象外となります。</p> <p>*県が保証協会に対しその保証料相当額を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。</p> <p>*保証料補給の対象は、2020年3月31日までの融資実行分に限ります。</p> <p>*保証料補給対象分については、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認(2~3日)が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。 確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。 また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。</p>
8 担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関の定めによる。(ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の定めによる。)	
9 必 要 書 類	<p>(1) 融資申込書2部[様式第1号-1、2]</p> <p>(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書および消費税の納税証明書</p> <p>(3) 直近2期分の決算書</p> <p>(4) 融資対象者であることを証する書類 [融資対象者2(1)または(2)の場合] 商工会議所・商工会による売上高等減少、売上総利益率・営業利益率減少または売上高等減少見込みに係る証明書[様式第2号から第4号のいずれか]および根拠資料 [融資対象者2(3)[為替変動対策分]の場合]</p>	*様式第1号-1、2はメニューに応じて利用してください。

商工会議所・商工会による売上高等減少見込みに係る証明書または売上総利益率・営業利益率減少見込みに係る証明書〔様式第5号または様式第6号〕および根拠資料

〔融資対象者2（4）〔セーフティネット保証支援分〕の場合〕

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町長の認定書

〔融資対象者2（5）〔危機関連保証対象分〕の場合〕

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町長の認定書

(5) 経営改善計画書〔様式第7号〕

※資金需要を証する書類を添付（設備資金の場合に限る。）

(6) 収支計画・資金繰り計画〔様式第8号〕

(7) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

10 その他注意事項

(1) 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

(2) 売上高等、売上総利益率、営業利益率の減少を確認する根拠資料および3か月または1か月の捉え方については次のとおりとする。

① 売上高等減少の根拠資料

残高試算表、総勘定元帳、売上帳などの会計帳簿にて確認

② 売上総利益率・営業利益率減少の根拠資料

残高試算表・決算書などの会計帳簿にて確認

③ 最近3か月間の捉え方

概ね申込時の前月から遡って3か月間をいう。

④ 最近1か月間の捉え方

概ね申込時の前月1か月間をいう。

⑤ 今後3か月間の捉え方

融資申込日を含む3か月間または融資申込日の翌月からの3か月間をいう。

- (3)〔セーフティネット保証支援分〕について、申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業務報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるときおよび平成30年4月1日以降に保証申込受けしたものはこの限りでない。
- (4)〔危機関連保証支援分〕について、取扱金融機関は、本資金に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下、「危機指定期間」という。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (5) 取扱金融機関は、危機指定期間内に貸付実行するものとする。
- (6) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会および関係支援機関に対し報告を求め調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。

(別紙)

要綱2の(1)～(3)については次のとおりとする。

1 最近3か月間の売上総利益率、営業利益率

「売上総利益率 (%)」 = 「売上総利益」 ÷ 「売上高」 × 100

「営業利益率 (%)」 = 「営業利益」 ÷ 「売上高」 × 100

(1) 最近3か月間の利益率

「最近3か月間の利益率 (%)」

= 「最近3か月間の利益額の合計」 ÷ 「最近3か月間の売上高の合計」 × 100

・最近3か月の利益額の合計を、同期間の売上高の合計で除して利益率を算出する。

月の利益率を算出した上で、その率の平均を算出するものではない。

2 減少率

(1) ポイントではなくパーセントで見る。(率の増減ではなく、率の減少率を見る。)

(例) 最近3か月の売上総利益率が33%で、それに対応する前年同期の売上総利益率が35%の場合

$$\frac{35 - 33}{35} \times 100 = 5.7\% \geq 3\% \text{ (基準クリア)}$$

※ポイントでは2ポイントの減少となるが、率の減少率は、5.7%となるため、基準をクリアする。

(2) 小数点以下の処理

例えば、「3.1234%」を「3.2%」と表示するように3%台以上であれば切り上げ表示も支障はないが、例えば「2.999%」のような2%台の数値を切り上げて3%台に乗せることはできない。

3 利益率がマイナス(赤字)の場合の取扱い

マイナス(赤字)の場合でも認定は可能。ただし、下記例②のようなケースでは適宜読み替えが必要となる。

(例)

①営業利益率が前期プラス2%、今期マイナス2%の場合

$$(2 - (\text{マイナス}2)) \div 2 \times 100 = \text{減少率}200\%$$

②営業利益率が前期マイナス2%、今期マイナス4%の場合

$$(\text{マイナス}2 - (\text{マイナス}4)) \div (\text{マイナス}2) \times 100 = \text{マイナス}100\% \rightarrow \text{減少率}100\%$$

※単純計算では減少率がマイナスとなるが、マイナス2からマイナス4へ悪化していることは明白のため、このような場合は、減少率100%と読み替えて運用して差し支えない。